

指定管理者が支払う税金、支払わなくてもいい税金

地方公共団体の施設の管理方法として指定管理制度が始まって今年で 12 年。

指定管理制度が適用される施設には...

- ◆ 図書館等の文化関連
- ◆ プール・体育館等のスポーツ関連
- ◆ 保育所等の福祉関連



などがあります。

図書館に注目してみると 2005 年度までの導入は市区町村立図書館で 11 館、それが 2014 年度までに、予定を含めると 426 館で導入されています。

2013 年 4 月に、リニューアルオープンした佐賀県武雄市の武雄市図書館は、TSUTAYA の書店や DVD レンタル店、コーヒーチェーンのスターバックスを併設し、館内はコーヒーを片手に読書やおしゃべりができると、全国から注目を集めました。

この武雄市図書館は、全国で CD・DVD レンタル店舗「TSUTAYA」を展開するカルチャ・コンビニエンス・クラブ（CCC）が指定管理者となって図書館運営に当たっています。

また 2015 年 10 月には、「TSUTAYA 図書館」としては 2 例目の神奈川県海老名市立中央図書館をリニューアルオープンさせる予定で、さらにサービスを充実させるようです。



指定管理者の印紙税、消費税、事業所税、固定資産税については、次のように考えます。



印紙税

請負契約とは仕事の完成が目的で、委任契約とは一定の目的に従って事務を処理することが目的であり必ずしも仕事の完成を目的としていません。

指定管理制度は管理の権限を事業者に与えており、業務の完成が目的ではないので委任契約になります。地方自治体と指定管理者が締結する協定書については、一般的には、委任契約による文書として**不課税文書に該当するため**、印紙税法の課税対象とはなりません。

事業所税

指定管理者が事業主体と判定された場合には、資産割・従業員割とも指定管理者に課税されます。

地方公共団体が事業主体と判定された場合には、資産割・従業員割とも非課税となります。ただし指定管理者が従業員へ給与等を支払う場合には非課税とはならず、指定管理者に従業員割が課税されます。

消費税

指定管理者は、公の施設の運営に当たっているものの地方公共団体ではないため消費税を納めなければならず、**指定管理者が地方公共団体から収受する指定管理料は、施設の管理に対する役務の提供の対価であることから、原則全額が消費税の課税対象になります。そして利用者から受け取る料金も課税対象となります。**

また、1つの公の施設を複数の事業者が指定管理者として共同で管理(共同事業体)する場合がありますが、共同事業体は消費税法の納税義務者に該当しないため、共同事業体の構成員である複数の事業者にパス・スルーして課税を行うことになります。

固定資産税

施設の所有は地方公共団体のため、指定管理者に固定資産税の負担は原則ありません。

